

谷貝小学校いじめ防止基本方針

平成28年 4月1日 策定
平成31年 4月1日 一部改正
令和 3年 4月1日 一部追加
令和 6年 4月1日 一部追加

1 いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの防止等のための対策基本理念、いじめの禁止、関係者の責務等を定める。

【平成25年9月28日施行「いじめ防止対策推進法」より】

上記の考えのもと、本校では全ての教職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るい楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の6つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②けんかやふざけであっても事情調査し、いじめに該当する場合はいじめとする。
- ③児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ④いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ⑤いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力して解決にあたる。
- ⑥事案発生に対しては最優先課題として、学校と家庭が協力して事後指導にあたる。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、養護教諭を含む教職員で構成するいじめ防止等対策委員会を組織する。また、必要に応じて、学級担任が委員会に加わる。

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって、中核となる役割を担う。

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者・地域との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

3 いじめ防止の対策のための基本的施策

(1) 「特別な教科 道徳」教育・体験活動等の充実

豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

- ① 指定教科書の活用
- ② 道徳授業の時数確保と授業公開
- ③ 学校生活・対人関係のスキル向上と許容的な集団づくり
(ロングの昼休み、たてわり班活動)
- ④ 元気なあいさつの推進 (あいさつ運動)
- ⑤ ボランティア活動の推進
- ⑥ 児童が主役で進める学校行事の展開
- ⑦ 指導体制整備と情報の共有化
- (2) 早期発見のための措置
 - ① 定期的なアンケート調査 (月 1 回、各学級) <状況に応じた記名式・無記名式>
 - ② 教育相談 (年 2 回実施)
 - ③ 学級満足度調査、心理検査等の実施
 - ④ いじめ防止等対策委員会での情報交換 (週 1 回: 職員集会)
 - ⑤ 家庭訪問、連絡帳や電話等による家庭連絡等
- (3) 相談体制の整備
 - ① 定期相談 [教育相談 (6 月・12 月) 個別面談 (7 月・随時)]
 - ② いじめ防止等対策委員会による個別の相談設定 (随時)
 - ③ スクールカウンセラーによるカウンセリング
- (4) 関係機関との連携

市教育委員会	市家庭児童相談員	民生委員・児童委員
市要保護児童対策地域協議会	筑西児童相談所	桜川警察署生活安全課等

- (5) 教職員の資質向上 (職員研修)
 - ① こんな教師でありたい (自己チェックシート) による研修
 - ② 体罰防止マニュアルによる研修
- (6) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ① 情報モラルに関する研修会 (児童向け、保護者向け)
 - ② 法務局又は地方法務局への協力要請 (発信者情報等)
- (7) 啓発活動について
いじめを許さないという意識の徹底 (みんななかよく集会、人権週間における取組等)

4 個別のいじめへの対応

- (1) いじめの事実確認
- (2) いじめを受けた児童又は保護者に対する支援
- (3) いじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言
 - ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための措置 (いじめを行った児童の教室以外での学習等)
 - ・保護者間の争いを防止するための情報共有
- (4) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときの所轄警察署との連携
 - ・いじめにより生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときはただちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (5) 懲戒、出席停止制度の適切な運用

5 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

6 保護者・地域の役割

(1) 保護者の役割

いじめ防止対策推進法第9条では、保護者は「子の教育について第一義的責任を有するもの」とされ、保護する児童等が「いじめを行うことのないよう」規範意識を養うための指導を行うとともに、いじめを受けた場合は「適切にいじめから保護する」ものとされている。いじめ防止に関する家庭の役割は極めて重要である。学校は、保護者とともに学校等が講じるいじめ防止等のための措置に連携して取り組んでいく。

(2) 地域の役割

子供が安心して過ごすことができる環境をつくることは、地域社会の大切な役割であり、地域において大人が子供を見守ることも重要である。地域住民がいじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や市教育委員会等の関係機関にすみやかに情報提供や相談を行うよう啓発を進めていく。

(3) 学校・保護者・地域の連携推進

学校は、学校運営協議会、PTAの各種会議、保護者会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学校・学級通信等を通して協力を呼びかけたりする。また、学校はいじめ防止基本方針をホームページ等で公開することで、学校・保護者だけでなく、地域住民も一体となった、地域ぐるみでのいじめ防止対策を推進する。

また、学校評議員会時に、いじめに係る状況及び対策を報告し、話し合いの場をもつこととする。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。・いじめにより相当の期間欠席することを余儀なくされている疑いがある等。 |
|---|

(2) 重大事態への対応

- ① 事実関係を明確にするための調査（質問票、聴き取り調査）
- ② いじめを受けた児童及び保護者に対する調査結果の情報提供
- ③ 市教育委員会への報告及び必要に応じて市長への報告

8 その他

- (1) 学校評価・・・いじめの未然防止・早期発見のための取組等について
- (2) 教職員による体罰禁止の徹底